

大阪府北部を震源とする地震に関する学費減免特別措置 申請要項

1. 申請対象となる条件と減免基準

2018年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により災害救助法適用地域の指定を受けた地域に本人もしくは学費支弁者が被災し、就学継続が著しく困難となった本学に在籍する学部生、研究科生および研究生。

(1) 対象条件

以下のすべてに該当する方を対象とします。

- ① 災害発生年度に本学の学部・大学院に在籍する方
- ② 保護者等学費支弁者が災害救助法適用地域に居住し被災された方
- ③ 保護者等学費支弁者およびその家屋が下記の被災状況に該当する場合
- ④ 被災に伴う経済的困窮により就学に著しく支障のある方

(2) 減免基準

被災状況	学費
1. 災害により学費支弁者が亡くなられた方	年間授業料相当額を免除※
2. 災害により家屋が全壊（全焼）または大規模半壊された方	
3. 災害により家屋が半壊（半焼）された方	年間授業料相当額の半額を減免※
4. 災害により家屋が一部損壊（部分焼）または床上浸水し、学費支弁者の失業や減収により学資支弁が困難となった方	

※ 原則として未納学費に充当して減免する。ただし、減免額が未納学費の金額を超える場合は、差額を返還する。

※ 2018年度「京都精華大学 経済支援給付奨学金」採用者が本制度による減免対象となった場合は、経済支援給付奨学金の受給資格を失うものとする。

2. 申請方法

提出期限までに下記の書類を学生支援チームにご提出ください。

(1) 提出書類

- ① 大阪府北部を震源とする地震に関する学費減免特別措置 申請書（学生支援チーム窓口にて配布、または本学 HP、セイカポータルよりダウンロード）
- ② 学費支弁者の被災状況に関する証明書類（罹災証明書等）
- ③ 学費支弁者の解雇、倒産、破産等を証明する書類（解雇通知や退職証明書、破産手続開始通知書等）

(2) 提出窓口

学生支援チーム（本館2階）

(3) 提出期限

2018年8月31日（金）16:30 ※締切厳守

※期限までに申請書類①②または①②③を揃えてご提出ください（郵送の場合は必着）。

※申請書類②③が期日までにご用意できない場合は学生支援チームまでご相談ください。

4. 選考方法

提出書類および面接にて被災状況や経済的困窮度等を総合的に審査し、本学教職員で構成する学生生活委員会の議を経て学長が選考します。

5. 選考結果

2018年9月中旬に郵送で通知します（学費支弁者住所・本人氏名宛）。

※申請書類に記載の個人情報は、本特別措置に係る業務にのみ利用します。

6. 問い合わせ先

京都精華大学 学生グループ 学生支援チーム

〒602-8588 京都市左京区岩倉木野町137

TEL 075-702-5101